

特別養護老人ホームみやざわ苑利用料

(平成29年4月1日以降の月額)

※月額の総費用は、①下記第1～5段階に該当する金額+②金銭管理費用(月額500円)+③諸費用(1か月で約3,000～5,000円程度、医療機関にかかる診療費や薬局にかかる薬代、理髪代ほか)

【例】第2段階での1か月の費用総額の場合

① 52,510円+②500円+③3,000円=約56,010円

第1段階(「介護保険負担限度額認定証」で食費が1日300円のかた)

世帯員全員及び配偶者が市民税非課税かつ、預貯金等の額が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下で、老齢福祉年金受給者または生活保護受給者

・約53,220円

第2段階(「介護保険負担限度額認定証」で食費が1日390円のかた)

世帯員全員及び配偶者が市民税非課税かつ、預貯金等の額が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下

・約56,010円

第3段階(「介護保険負担限度額認定証」で食費が1日650円のかた)

世帯員全員及び配偶者が市民税非課税かつ、預貯金等の額が単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超

・約88,000～約89,000円

第4段階(「介護保険負担限度額認定証」無し、第1～3段階、現役並み所得者以外の方)

・約133,000～約142,000円 (1割負担のかた)

・約147,000円 (2割負担のかた)

第4段階で現役並み所得者(「介護保険負担限度額認定証」無し、1～3段階以外のかた)

現役並みの所得者(同一世帯に課税所得者145万円以上の第1号被保険者のいる場合で、年収が単身383万円以上、2人以上で520万円以上)

・約133,000～142,000円 (1割負担のかた)

・約154,000円 (2割負担のかた)

担当 特別養護老人ホームみやざわ苑
生活相談員 斎藤・葦沢
電話 0258-52-2500